

議案第15号

日野町国民健康保険税条例の一部改正について

日野町国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年3月4日提出

日野町長 埴 田 淳 一

国民健康保険税条例の改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

鳥取県が県内各市町村とともに国民健康保険の運営を担い、財政運営の責任主体として中心的な役割を平成30年度から担うことになりました。それに伴い鳥取県国民健康保険運営方針が策定され、保険料（税）については、標準保険料率の算定方針と将来的な各市町村の保険料（税）水準の統一が示されました。

これにより国民健康保険税については、現在鳥取県において3税方式（所得割、均等割、平等割）統一の方向で進められるとともに、既に令和6年度には県内14市町村が3税方式へ変更しており、本町においても令和7年4月1日から算定方式を4税方式から3税方式に変更するものです。

【国保税の算出方法変更（資産割の廃止）】

現 行			
①所得割(40%)(※) (所得に課税)	②資産割(10%) (固定資産税に課税)	③均等割(35%) (一人ひとりに課税)	④平等割(15%) (世帯に課税)



変更後（令和7年度～）		
① 所得割(50%)	③均等割(35%)	④平等割(15%)

① 所得割：所得額に対して税率を乗じて算出する。 ②資産割：固定資産税額に税率を乗じて算出する。 ③均等割：人数に一人当たり単価を乗じて算出する。 ④平等割：世帯当たり単価による。 (※) %は全体額に対する割合

2 改正内容

国民健康保険税の税率の改正

【改正前】4方式（令和6年度税率）

区分 (※)	所得割	資産割	均等割	平等割
医療給付費分	6.20%	22.50%	18,900円	14,000円
後期高齢者支援金分	2.90%	10.00%	9,000円	6,000円
介護納付金分	2.50%	10.00%	8,200円	5,600円



【改正後】3方式（令和7年度税率）

区分 (※)	所得割	資産割	均等割	平等割
医療給付費分	6.98%	廃止	19,400円	12,800円
後期高齢者支援金分	2.92%		8,200円	5,300円
介護納付金分	3.26%		8,200円	3,900円

(※) 国民健康保険税：基礎課税（医療）分、後期高齢者支援金分、介護納付金分それぞれで算出したものを合計。

日野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日野町国民健康保険税条例（昭和35年日野町条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額) 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第31条第2項第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の<u>6.98</u>を乗じて算定する。 2 略	(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額) 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第31条第2項第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の<u>6.20</u>を乗じて算定する。 2 略
第4条 削除 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額) 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>19,400</u>円とする。 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額) 第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯	(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の資産割額) 第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の22.50を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額) 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>18,900</u>円とする。 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額) 第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯

の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するもの)をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 <u>12,800円</u> (2) 特定世帯 <u>6,400円</u> (3) 特定継続世帯 <u>9,600円</u> (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.92を乗じて算定する。 第7条 削除	の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するもの)をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 <u>14,000円</u> (2) 特定世帯 <u>7,000円</u> (3) 特定継続世帯 <u>10,500円</u> (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.90を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等の資産割額) 第7条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち
--	---

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>8,200円</u> とする。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額) 第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,300円</u> (2) 特定世帯 <u>2,650円</u> (3) 特定継続世帯 <u>3,975円</u> (介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の3.26を乗じて算定する。 第9条 削除	ち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の10.00を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>9,000円</u> とする。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額) 第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6,000円</u> (2) 特定世帯 <u>3,000円</u> (3) 特定継続世帯 <u>4,500円</u> (介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.50を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る資産割額) 第9条 第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に1
---	--

00分の10.00を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る世帯平等割額) 第9条の3 第2条第4項の世帯平等割額は、1世帯について3,900円とする。 (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号の1に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。 (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年	(介護納付金課税被保険者に係る世帯平等割額) 第9条の3 第2条第4項の世帯平等割額は、1世帯について5,600円とする。 (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号の1に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。 (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年
---	---

金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者 ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>13,580円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>8,960円</u> (イ) 特定世帯 <u>4,480円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>6,720円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>5,740円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ	金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者 ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>13,230円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>9,800円</u> (イ) 特定世帯 <u>4,900円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>7,350円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>6,300円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ
---	---

に定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,710円 (イ) 特定世帯 1,855円 (ウ) 特定継続世帯 2,783円 オ 略 カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,730円	に定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,200円 (イ) 特定世帯 2,100円 (ウ) 特定継続世帯 3,150円 オ 略 カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,920円
(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 9,700円 イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,400円 (イ) 特定世帯 3,200円 (ウ) 特定継続世帯 4,800円 ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額	(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 9,450円 イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,000円 (イ) 特定世帯 3,500円 (ウ) 特定継続世帯 5,250円 ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額

の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>4,100円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>2,650円</u> (イ) 特定世帯 <u>1,325円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>1,988円</u> オ 略 カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,950円</u> (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該急所所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>3,880円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額	の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>4,500円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,000円</u> (イ) 特定世帯 <u>1,500円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>2,250円</u> オ 略 カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>2,800円</u> (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該急所所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>3,780円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
--	--

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 2,560円 (イ) 特定世帯 1,280円 (ウ) 特定継続世帯 1,920円 ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 1,640円 エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,060円 (イ) 特定世帯 530円 (ウ) 特定継続世帯 795円 オ 略 カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 780円 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下、「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合)にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。	(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 2,800円 (イ) 特定世帯 1,400円 (ウ) 特定継続世帯 2,100円 ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 1,800円 エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,200円 (イ) 特定世帯 600円 (ウ) 特定継続世帯 900円 オ 略 カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,120円 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下、「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合)にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
---	---

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 2,910円 イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 4,850円 ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 7,760円 エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 9,700円 (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,230円 イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,050円 ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,280円 エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,100円 3 略	(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 2,835円 イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 4,725円 ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 7,560円 エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 9,450円 (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,350円 イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,250円 ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,600円 エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,500円 3 略
---	---

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 この条例による改正後の日野町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。